

○国立大学法人筑波技術大学大学院再入学に関する規程

〔平成23年3月30日
規程第25号〕

国立大学法人筑波技術大学大学院再入学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第52条第3項に規定する再入学の実施に関しに必要な事項を定めるものとする。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学の出願要件)

第3条 再入学は、学則第57条により退学した者が退学時に所属していた専攻・コースに再入学を希望する場合に限り、出願を認めるものとする。

(再入学の出願に係る書類)

第4条 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、入学願書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。

(1) 検定料振込済証明書

(2) 退学前の成績証明書

(3) その他専攻・コースにおいて選考上必要とするもの

(出願の受理)

第5条 前条の出願書類等に不備がない場合は、出願を受理する。

(検定料)

第6条 志願者は、前条の出願に当たっては、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）第2条別表1に定める額の検定料を納付しなければならない。

(選考方法等)

第7条 志願者の選考は、書類審査、学力試験、面接その他専攻・コースの定める方法により行うものとし、その結果を総合して、判定するものとする。

(合格者の決定)

第8条 再入学の合格者は、大学院運営委員会の議を経て、学長が決定する。

(再入学の年次)

第9条 再入学を許可する年次は、退学前に在学していた年次又は、それに引続く年次とする。

(在学すべき年数等)

第10条 専攻長が再入学をした者の既に履修した授業科目等の取扱いを決定する場合は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき、これを行うものとする。

(1) 既に履修した授業科目及び修得した単位数

修了の要件として必要な授業科目及び単位数の一部として認めるものとする。ただし、再入学後の履修計画については、専攻長が改めて指示するものとする。

(2) 在学すべき年数

再入学した者の修業年限は、退学前の在学期間を通算して、学則第44条に規定する標準修了年限とする。

(3) 在学年限

再入学した者の在学年限は、退学前の在学期間を通算して、学則第45条に規定する在学年限とする。

(4) 休学期間

学則第54条第2項の休学期間の通算は、退学前に休学した期間がある場合は、当該期間を通算するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。